

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇教委規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)

県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則(指導課)

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則(〃)

◇教委訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(総務課)

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(部分休業の承認)

第四十一条の二 職員の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第九条に規定する部分休業をいう。)は、校長がこれを承認する。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成四年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第三号

県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

県立学校授業料減免規則(昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「推せん書」を「授業料減免推薦書」に、「および市町村長の調査書」を「及び市町村長の世帯調査書」に改める。

第六条第一項第一号中「鳥取県育英奨学資金」を削る。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

授 業 料 減 免 願 書						
出 願 者	ふりがな		生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男・女
	氏 名					
	住 所	郵便番号 □□□-□□				
	在学高等 学校	高等学校 課程 科 第 学年				
者	学資の給付 貸与等の状況	名 称 ()	給付 貸与	受給中・出願中 出願予定		
家 庭 の 状 況	住 所	郵便番号 □□□-□□				
	続 柄 (別居)	氏 名	年令	職業・勤務先 又は学校・学年	年間総 所得金額	備 考
	父 ()					
	母 ()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
と する 理 由 を 受 け よ う						
上記の記載に相違ありませんので、授業料を減免して下さるようお願いします。						
年 月 日						
本 人 氏 名						Ⓜ
保護者又は は後見人 氏 名						Ⓜ
鳥取県教育委員会 殿						

様式第2号 (第2条関係)

授 業 料 減 免 推 薦 書	
氏 名	年 月 日 生 男・女
在 学 校	高 等 学 校 校 長 (分 校) 課 程 科 第 学 年
学 業 成 績	中 学 3 年 高 校 1 年 高 校 2 年 高 校 3 年 備 考
性 行	
推 薦 所 見	

上記の者は、授業料の減免を受けることを適当と認め推薦します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿
高等学校長
印

注：学年別学業成績は、履習科目の合計評定点を履習科目数で除したものを点線の下に記入すること。

様式第3号 (第2条関係)

世 帯 調 査 書										
世帯主	氏名	出願者との続柄			出願者	氏名	年令	性別		
	住所					在学高等学校名	高等学校	科第	学年	
世帯主との続柄	氏 名	年 令	職 業 又 は 勤 務 先	年 中 の 所 得 額	左の所得の種別	市町村民税課税額				
						均 等 割	所 得 割			
上記の記載事項に相違ありません。										
年 月 日 市 町 村 長 印										

注：太線枠内は申請者が記入すること。
家族全員について証明をお願いします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「二万七千円」を「三万円」に、「三万六千円」を「三万九千円」に改める。

別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第八号 (第十条関係)

印紙税法に
より印紙を㊟
貼付する

鳥 取 県 育 英 奨 学 資 金 借 用 証 書

借 用 金 額

百	十	万	千	百	十	円	也
---	---	---	---	---	---	---	---

鳥取県育英奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約いたします。

万一奨学資金の返還を怠つた場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手續をとられても異議ありません。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

本 人 ㊟

本 籍 _____ 法定代理人 ㊟

現住所 _____ 続柄・本人の ()

本 籍 _____ 連帯保証人 ㊟

現住所 _____ 続柄・本人の ()

年 月 日生

本 籍 _____ 連帯保証人 ㊟

現住所 _____

年 月 日生

鳥 取 県 育 英 奨 学 資 金 返 還 明 細 書										
決定番号				返還総額	百 十 万 千 百 十 円					
氏 名				返還期間	年 間					
借 用 金 額 内 訳	借 用 期 間			借用月数	借 用 月 額		借 用 金 額			
	年 月	～	年 月	ヶ月	万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円			
	年 月	～	年 月	ヶ月						
	年 月	～	年 月	ヶ月						
	年 月	～	年 月	ヶ月						
借 用 金 額 合 計										
借用終了年月日と その理由		大 学 年 月 日 卒 業、退 学、死 亡、辞 退、その他取りやめ								
返 還 賦 金	年 賦 (最終返還額)	十 万 千 百 十 円			返 還 期 日	第一回 年 月 日				
	以降毎年同日									
	半 年 賦 (最終返還額)					第一回 年 月 日				
	以降 月 日と 月 日									
本 人 関 係 事 項	本 籍	戸籍筆頭者が本人でないとき			戸籍筆頭者の氏名	生年月日	年 月 日生	本人との続柄		
	卒業後の連絡先									
	就職内定先とその所在地									

(記入上の注意)

1. 太線で囲んだ枠内に所要事項を記入すること。
2. 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
3. 記入は、正確、鮮明に、数字は算用数字を使用すること。
4. 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。
5. 年賦又は半年賦いずれか希望のものについて記入すること。
6. 返還明細書に記入したことは、必ず写しをとっておくこと。
7. 法定代理人は、本人が未成年である場合に限る。

附 則

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 平成四年四月一日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「通信制の課程」の下に「又は学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による定時制の課程」という。）を加え、「並びにそれらの」を「及びその」に、「四年間」を「四年以内」に改める。

第八条第二項第二号中「定時制の課程」の下に「（単位制による定時制

の課程を除く。）」を加える。

第十四条中「通信制の課程」の下に「又は単位制による定時制の課程」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一中43を47とし、22から42までを四ずつ繰り下げ、同表の第一の21中「各毎学年繰上」を、「毎学年繰上各の学年繰上」に改め、同表の第一中21を25とし、20の次に次のように加える。

- 21 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成8年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を承認する場合）
地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により…年…月…日まで育児休業を承認する
- 22 育児休業期間延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業の期間を延長する場合）
地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業の期間を…年…月…日まで延長する
- 23 育児休業失効（地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定により育児休業の承認が効力を失う場合）
育児休業の承認は失効した
- 24 育児休業取消（地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合）
育児休業の承認を取り消す

附 則

この訓令は、平成四年四月一日から施行する。